



お知らせ

R8.9.29

建築住宅課住宅室

「愛媛県住生活基本計画等策定委員会」の開催について

標記委員会を、次のとおり開催（全部公開）します。

1 開催日時

令和8年10月14日（水）10：00～12：00

2 開催場所

愛媛県庁第二別館3F 301会議室（愛媛県松山市一番町4丁目4-2）

3 議題

- (1) 愛媛県住生活基本計画（素案）の方向性について
- (2) 公営住宅関係について
- (3) 住宅セーフティネット関係について
- (4) その他

4 傍聴

- (1) 傍聴の定員 5人
- (2) 傍聴の申込方法等

- ① 傍聴を希望される方は、10月6日（火）17：00までに、電話又はFAXにより、傍聴を希望する審議会の名称（愛媛県住生活基本計画等策定委員会）並びに氏名、住所及び連絡先の電話又はFAXの番号を委員会の事務局（建築住宅課住宅室（住宅対策グループ））へ連絡してください。（1回の申込につき1名のみ可）
 - ② 傍聴の申込の受付は、先着順で行い、定員になり次第終了します。
 - ③ 傍聴することができる方には、10月7日（水）17：00までに、委員会等の事務局から電話又はFAXによりその旨を連絡します。
- (3) 会議は、開会から閉会まですべて傍聴できます。（全部公開）

【問合せ先及び傍聴申込み先（事務局）】

愛媛県 土木部 道路都市局 建築住宅課住宅室
住宅対策グループ

[〒790-8570 愛媛県松山市一番町4丁目4-2]

電話：089-912-2760 FAX：089-941-0326

Mail：jyutaku@pref.ehime.lg.jp



傍 聴 要 領

愛媛県住生活基本計画等策定委員会
〔令和 8 年 5 月 15 日設置〕

1 会議での受付及び手続

会議の傍聴の許可を受けた方は、10 月 14 日(水)午前 10 時 00 分（会議の開催予定時刻）までに、会場（愛媛県庁第二別館 3 階 301 会議室）前の受付で氏名及び住所等を記入の上、事務局の係員の指示に従って会議の会場に入室して下さい。

（受付開始は、10 月 14 日(水)午前 9 時 30 分からです。）

2 会議を傍聴するに当たって守るべき事項

会議を傍聴する方は、次の事項を守ってください。

- (1) 会議の開催中は、静粛に傍聴することとし、会議における言論等に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明したり、威圧的行為等をしたりしないこと。
- (2) 会場において、飲食又は喫煙をしないこと。
- (3) 会場において、写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等をしないこと。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りでない。
- (4) その他会議の秩序を乱し、又は審議等の支障となる行為をしないこと。

3 会議の秩序の維持

- (1) 会議を傍聴する方は、事務局の係員の指示に従って下さい。
- (2) 会議を傍聴する方が、上記 2 の規定に違反する場合は、注意し、なおこれに従わないときは退場していただく場合があります。

4 その他

体調不良の場合は、出席を見合わせていただきますようお願いします。

（欠席される場合は、会議開始までに事務局までご連絡ください。）